

鹿屋市令和２年７月豪雨に係る被災家屋等の解体・撤去等に関する要綱及び
鹿屋市令和２年７月豪雨に係る被災家屋等の解体・撤去等を自費で実施した
者への費用償還に関する要綱を廃止する要綱

次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 鹿屋市令和２年７月豪雨に係る被災家屋等の解体・撤去等に関する要綱（令
和２年鹿屋市告示第325号）
- (2) 鹿屋市令和２年７月豪雨に係る被災家屋等の解体・撤去等を自費で実施した
者への費用償還に関する要綱（令和２年鹿屋市告示第326号）

附 則

この要綱は、令和６年２月１日から施行する。